主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人が平成13年12月6日付けで控訴人に対してした,「大正天皇の病状について大正14年の期間について記録されているもの(医療関係録大正14年)病状として異常な挙動及び血液に関する記録」及び「大正天皇の病状について大正15年の期間について記録されているもの(医療関係録大正15年)病状として異常な挙動及び血液に関する記録」を不開示とする旨の決定をいずれも取り消す。

3 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

原判決事実及び理由欄の「第2 事案の概要」のとおりであるから、これを引用する。なお、控訴人は、当審において、本件症状記録は本件医療関係録の一部であるから、同記録に含まれる旨主張するが、被控訴人は、本件症状記録の存否自体から、本件症状記録が本件医療関係録の一部であるか否のもいるから、本件症状記録が本件医療関係録の一部であるか否のもいる場合に当時の方式をできない。本門決定は、「大正14年及び大正15年に対した結果等を記録合いた結果等を記録を毎日とは、「大正2年の健康状態に関する情報が記録されている文書」であるという意味で使用するものである。

第3 当裁判所の判断

原判決事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」のとおりであるから、これを引用する。情報公開法5条1号にいう「個人の情報」についての解釈の点を含めて、各争点に対する原判決の判断は相当であって、本件控訴は理由がない。 第4 結論

よって、本件控訴を棄却し、控訴費用は控訴人に負担させることとして、主文の とおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部裁判長裁判官 矢崎秀一

裁判官 高橋勝男

裁判官 西田隆裕